

6 筑前国早良郡家について

律令時代における早良郡の成立がいつであったかは明らかでないが、西隣に怡土郡、東隣に那珂郡が位置していたのである。そして、この二郡は『魏志倭人伝』にしるされた伊都国、奴国、あるいは『日本書紀』にしるされた伊観県、讐県を中心にして、それぞれ律令時代になってから郡に編成されたことは間違いないだろう。また、この二郡には考古学の成果によって、弥生時代において怡土・那珂の地域には有力な首長の存在が知られるのである。さらに古墳時代における前方後円墳も多く発見されているのである。

これに対して、早良平野における弥生遺跡の分布は海岸の砂丘地帯の内側、山麓の丘陵地帯、扇状地の扇端、洪積台地にみられるが、室見川流域の沖積地は低平多湿地帯で、水田開発も十分行なわれていなかったと思われる。従って、この地域に有力な首長を中心とする共同体組織が十分行なわれなかつたのである。さらに早良地域が怡土、那珂二地域の中間地帯にあって自立性が非常に弱くなることも考慮しなければならないだろう。有力な首長の発展を欠いたために、早良郡には径20m以上の大形円墳はみられるが、前方後円墳は一基も知らないのである。

早良郡の郡名であるサワラはセフリ、シウリ、ソールなどに通じ、がんらい朝鮮語で「大きな集落」を意味し、朝鮮との関係が考えられる。『日本書紀』神功皇后5年春3月癸卯朔己酉条に「(前略) 乃詣₂新羅₁。次₂于₁蹈₂蘿津₁。拔₂草羅城₁還之。(後略)」とあり、古代族長層の一人で武内宿祢の子である葛城襲津彦が慶尚南道梁山の地にある草羅城を抜いて帰ってきたのである。この草羅と早良が同じ読みかたであることに興味がもたれる。ところが、『日本書紀』応神天皇9年夏4月条に「遣₂武内宿祢於筑紫₁。以監₂察百姓₁。(中略) 於是。有₂壹伎直祖真根子者₁。(後略)」とあり、この文中にしるされた壹伎直祖真根子を祭祀する壹岐神社が条里地割の末端近くである下山門にあることに注目しておきたい。『倭名類聚抄』早良郡条の郷名のなかに「早良・平群・曾我」があり、早良臣・平群臣・蘇我臣の祖は武内宿祢であったとするされた『新撰姓氏録』・『三代実録』の内容から考えて、早良地域は武内宿祢との関係が深かつたと推測される。このことは博多湾にめんする早良地域は大陸渡航にも便利な地域であったが、周辺に比較して開発が遅れていたために、4世紀末から5世紀にかけて朝鮮に渡った葛城襲津彦が多く帰化人を連れて帰り、この地に居住させて開発を進め、早くから大陸との往来に従事していた壹岐氏が彼等を統率していたのである。そして6世紀に起った筑紫君磐井の乱後、中央勢力が比較的在地豪族の発展に乏しかった早良地域を北九州沿岸における勢力浸透の大きな拠点にしたことが『倭名類聚抄』早良郡条の郷名である「田部・平群・額田・曾我」から判断されるのである。さらに「毗伊郷」があることから、肥後国八代郡肥伊郷を出自にしたと思われる肥君が磐井の乱後を契機にして巧みに中央豪族に付隨して早良郡を始め、筑前国志麻郡、

肥前国⁽⁸⁾養父・松浦の二郡、⁽⁹⁾薩摩国⁽¹⁰⁾出水・⁽¹¹⁾薩摩の二郡と各地に進出して、律令時代、郡司になっていたことがわかるのである。

この早良平野の沖積地にもN10°Wの方位を有する条里が施行されているのである。条里の南北の基準線は筑肥線姪浜駅裏の五塔山から重留の拝塚（大形円墳）を経て背振山の峰への見通し線ではないかと思われるが、坪並が東北隅を1ノ坪、西北隅を36ノ坪とする連続式で、坪並の基準が海岸から山地に向っていることは、海岸に近い地域が早良郡の中心地ではなかったかと推測されるのである。条里地割の北限は十郎川から室見川にかけては大体海拔1.5m、室見川から樋井川にかけては地域によって異なるが、2ないし2.5mがその北限となっている。この北限に接する郷は現存する地名から考えて、室見川下流域左岸が額田郷、右岸が田部郷、海岸・砂丘に接する荒江付近が郡名を負う早良郷、樋井川下流域が毗伊郷に比定されるのである。そして、田部郷の遺称名を残す小田部から有田にかけての洪積台地上の集落を大化前代のある時期（おそらく磐井の乱後であろう）に田部に編入して、この地域の住民（帰化人も多かったと思われる）を皇室の直轄農民としてその支配下に置いて、この田部郷を中心とした早良地域の開発を積極的に進めたのではないかと臆測される。

郡家の位置を知る手懸りとしては、地名（小字名も含む）・地籍図・古地図・残存景観・文献・姓名・神社・祠・伝承・遺跡・遺物等の多くが考えられる。これらの手懸りのなかで早良郡の場合、郡司又は郡司クラスの史料から郡家址を推定することが可能のようである。

『寧樂遺文』下巻天平宝字2年12月21日条の觀世音寺奴婢帳に「早良郡額田郷人夫戸主三家連息鳴戸口三家連豊繼解 申稟代物進奴婢等事（後略）」、同じく天平宝字2年12月22日条に「主帳外小初位上平群部 擬大領外從七位下三宅連在判 黃金 擬少領无位早良勝在判 弟子（後略）」同じく天平宝字3年8月5日条に「（前略）以前得部内早良郡司去7月22日解称、得部内額田郷戸主三家連豊繼申状云（後略）」とあり、早良郡の擬大領であった三家連とその一族で郡司クラスの有力者と推測される三家連豊繼が額田郷に居住し、擬少領であった帰化系の早良勝は早良郷、主帳であった平群部は平群郷に、それぞれ居住していたのではないかと思われる。これらの郡司又は郡司クラスの有力者の居住する額田・平群・早良の三郷のうち、額田郷に比定される大字拾六町に奈良時代と考えられる城ノ原廃寺があり、郡寺ではなかったかと考えられるのである。さらに『延喜式』卷28兵部省 西海道筑前国駅馬条に「額田駅」があり、この駅が早良郡の額田郷に比定されるのである。なお、前述した壱岐神社のある下山門も額田郷に比定され、壱岐神社から野方付近にかけてはかって壱岐村になっていたのであるが、ここに卜占を行う壱岐氏が居住していたことは間違いないだろう。また、額田部はそれぞれの本貫地より、田作り中心の農耕諸呪術を持って、世々の宮廷に奉仕した職業部族であった。このことは額田部と壱岐氏との間に祭祀行事を中心とした深い関係があったのではないかと考えると大変興味深い。以上のことから、おそらく郡の中心地は額田郷で、郡家は額田郷内にあって、額田駅も郡

家に接するか隣接していたのであろう。

そこで額田郷の遺称名を残す野方をはじめ、平群郷の遺称名を残す戸切等についての小字名を検討してみると、戸切の小字に「兵庫町（地積約4町・L点）」があることに注目すべきであろう。この「兵庫町」は軍団の兵庫ではなく、郡家の兵庫に由来するものと考えられ、この付近に郡家域が想定されそうである。そこで復原された条里の里界線を記入した第1図によって「兵庫町」付近をみると、東に6町の所に室見川、西北6町の所に野方がある。いま仮りに「兵庫町」の一角を含むA-B-C-Dの方6町域を郡家域と想定した場合、東端にあたるB-Dが室見川の旧河道に沿っていること、さらにB点からE点の十郎川に抜ける旧河道が現地調査や3千分ノ1地形図、小字名の「古川（E・F点）」「河原田（G点）」「古川田（H点）」「古川前（I点）」によって確認され、郡内最大の河川である室見川に沿い、しかも十郎川に抜ける好位置にあったことになる。なお、A点に近い野方の小字「休場（J点）」は額田駅家に由来するのではないかと推測され、その具体的な位置を比定することは困難であるが、官道が額田駅から二手に分れて怡土郡家付近で合流して比苦駅に達したものと思われる。その一つは野方から今宿・周船寺（おそらく大宰府の主船司が置かれた所）・高来寺を経るルート、他の一つは戸切の小字に「大道端（K点）」があり、しかも「大道端」に沿う南北の道路が周辺では比較的直線であることから、おそらくU-Wを通り、日向峠を経るルート、であったと思われる。これらのことから、額田駅家はS-T-U-Vの方2町ではなかったかと臆測される。従って、額田駅から次の石瀬駅に向う官道はU点から早良郡家の北端であるA-Bを通って室見川を渡り、条里の区画線を通って樋井川の流域に出たものと思われる。

次に橋本の小字に「警固（M点）」があることに興味がもたれる。この「警固」は地積1町強であるが、官道や郡家に近い位置にあることに注目したい。室見川から十郎川に抜ける旧河道に沿うことから、河川交通によって博多湾に出入りする船の監視を中心にして、官道や郡家の警固を行っていたのであろう。警固を戒める史料が大宰府管内に多いが、そのはじまりは『続日本紀』宝亀11年7月丁丑条に「勅。安不レ志レ危。古今通典。宜下仰₂縁海諸国₁。勤令中警固上。其因幡。伯耆。出雲。石見。安芸。周防。長門等国。一依₂。天平4年節度使從三位多治比真人郡守等時式₁。勤以警固焉。又大宰宜レ依₂。同年節度使從三位藤原朝臣宇合時式₁。」とある天平4年かもしれない。早良郡の西隣である怡土郡には大宰府の西北の守りである怡土₁₇城が設けられていたことから、その東の防衛的な意味もあって、早良郡家に近いこの「警固」の地で閑剣に類する役割をはたしていたのであろう。以上のことからA-B-C-Dの方6町域を早良郡家域と推定するのに無理がないと思われる。

額田郷と平群郷の境界は明らかでないが、旧村境から考えてO-Pを結ぶ条里の区画線が郷境ではなかったかと推測され、郡家域は二郷にまたがっていた可能性が強い。なお、「警固」の西北にある小字「倉道（Q点）」は額田郷倉に由来するのかもしれないが、福重の小字「稻木

(R点)」にも注目しておきたい。

郡司居住集落が郡家に対してどのような位置に存在していたのか明らかでないが、擬少領であった早良勝弟子をはじめ、擬大領であった三宅連⁽¹⁸⁾黄金も郡家域に近い額田郷内に居住していて、日々郡家に通勤していたとも考えられる。

『日本紀略』延喜16年8月22日甲辰条に「大宰府言上。筑前国早良郡司今月8日解_六。於₂郡司三宅春則宅₁。今月3日未刻。牝牛生_レ犢。頭両分。胸腹合牀。前足有_レ四。後脚有_レ両。図₂其形体₁。言上者。府令₂ト筮₁。」とあり、早良郡司に三宅春則がなっていたことがわかる。カバネがないが、おそらく「連」であったことは間違いないだろう。天平宝字3年から延喜16年までの郡司の動向は明らかでないが、大化前代において諸国の屯倉を代々管掌したと思われる三宅連が累代の郡司であった可能性が強い。また、郡司になっていたか否か明らかでないが、郡司クラスの有力者として毗伊郷には肥君又は肥直、額田郷には壱岐直・額田部連などの有力者がいたことも確かであろう。

早良郡内に居住していた部としては郷名から額田部・曾我部・田部・平群部・早良部が、地名の入部から壬生部が、鳥飼から鳥養部が居住していたと考えられる。

註

- (1) 仲哀天皇9年9月庚午朔己卯条
- (2) 仲哀天皇8年春正月己亥条
- (3) 『古代の日本』3九州 角川書店 27-89頁 昭和45年
- (4) 『有田遺跡』有田遺跡調査団 昭和43年 50頁
- (5) ○平群朝臣 石川朝臣同氏。武内宿祢男平群都久宿祢之後世。日本紀合。
○早良臣 平群朝臣同祖。武内宿祢男平群都久宿祢之後世。
- (6) 元慶元年12月27日癸巳条に「右京人前長門守從五位下石川朝臣木村。散位正六位上箭口朝臣岑業。改₂石川箭口₁。並賜₂姓宗岳朝臣₁。木村言。始祖武内宿祢男宗我石川。(後略)」
- (7) ○『大宝2年筑前国嶋郡川辺里戸籍』に大領肥君猪手がしるされている。
○『平安遺文』第1卷67に大領肥公五百磨がしるされている。
- (8) 『続日本後記』嘉祥元年8月壬辰条に「肥前国養父郡人大宰少典從八位上筑紫公火公貞直。(後略)」とある。
- (9) 『日本靈異記』下巻第35に「白壁天皇之世 筑紫肥前国松浦郡人 火君之氏(後略)」とある。
- (10) 天平8年『薩摩国正税帳』に「大領外正六位下勲七等肥君」とあり、出水郡の郡司と推定される。
- (11) 天平8年『薩摩国正税帳』に薩摩郡の郡司として「主帳外少初位上勲十二等肥君廣竜」とある。
- (12) 拙著「筑前国早良郡の条里」史学研究第99号 23-32頁 昭和42年
- (13) 前掲(4) 47頁

- (14) 石上堅『新・古代研究』第三 59-71頁 雪華社 昭和47年
- (15) 伏見駅家に推測される嘉穂郡筑穂町大字馬敷の小字に「休場」がある。
- (16) 拙著「筑前国怡土、志麻郡における古代の歴史地理学的研究」佐賀大学教育学部研究論文集第20集 昭和47年
- (17) ○『続日本紀』天平勝宝8年6月甲辰条に「始築₂怡土城₁。令₂大宰大式吉備朝臣直備專₂当其事₁焉。」
○『続日本紀』神護景雲2年2月癸卯条に「筑前国怡土城成。」
- (18) 竹内理三「那衙の構造」史渕50号 68頁 昭和26年
- (19) 『寧樂遺文』下巻天平宝字3年8月5日条に「(前略) 史生額田部連君万呂 (後略)」とある額田部連君万呂はこの額田郷を出自としていたのであろう。